

【第3号議案】 定款改正の件

定款の改正をいたしたく、お諮りします。

<改正の理由>

・第33条（招集通知）

招集通知の通知期限が3週間のところ、書面以外の電磁的方法等により実施されている現状に基づく通知期限の見直し。

・第40条（権限）

理事会の職務のうち、「規則の制定、変更及び廃止」において、規則だけでなく規程類も制定、変更及び廃止の対象となることによる見直し。

現行	改正案
（招集通知） 第33条 会長は、社員総会の日 <u>の3週間前</u> までに、代議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法によりその通知を発しなければならない。 2 （省略）	（招集通知） 第33条 会長は、社員総会の日 <u>の2週間前</u> までに、代議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法によりその通知を発しなければならない。 2 （省略）
（権限） 第40条 理事会は、次の職務を <u>行う</u> 。 （1）（省略） （2） <u>規則</u> の制定、変更及び廃止 （3）～（5）（省略） 2 （省略）	（権限） 第40条 理事会は、次の職務を <u>行う。</u> （1）（省略） （2） <u>諸規程・規則</u> の制定、変更及び廃止 （3）～（5）（省略） 2 （省略）
（附 則）	<u>8 この定款の改正部分は 2023 年 6 月 17 日より施行する。</u>

以上